

# Can Do

"可能性への挑戦"

第17号

金田会計事務所通信

### 良くまねるということ

尊敬する人がいると真似ようとします。まずは形から似せて行こうとします。髪型、服装、しゃべり方など意識せずとも似てくるようになります。このモデリング(模倣)という行為は、アイドルに対しての現象だけでなく、私たちが一般に成長するための重要な行為になります。それは1つの目標ともいえます。いいものはどんどん吸収し、自分のものとしていくことができる人には発展し続けているというイメージが湧きます。

本物のグローバル企業を目指すパナソニックは創業後、他社製品を真似て作ったところから、松下電器をもじり、マネシタ電器と言われ、揶揄されていました。しかし、斜めドラム式洗濯機など新しい需要を喚起するなど「さすが」といわれるようにただの物まねとして存在していません。単に、形だけを真似する者が多い中、このように(まるで赤ん坊のように)吸収することだけではなく、受けたものを返す存在、さらには、受けなくとも発信していく個性的な存在へと成長できなければ今のような時代に生き残ることが出来ません。パナソニックがその立場に立つとすれば、最初に良く受けた(吸収した)からかもしれません。

良く受ける(真似る)とはどういうことでしょうか?中小企業でも世界的技術をもつ日本ではどんなに真似しようとも真似できない職人の熟練した技術を持っています。職人たちが他から技術を盗んで(コピーして)簡単に儲けようとしていたならその最高の技術は存在していなかったことでしょう。ですから、真似るにも、形以上に魂のような内面的な何かがしっかりと相続できていることが大事なようです。その結果、もっと素晴らしいことがしたい、喜ばれるようになりたいという、単なる真似では終わらないという内面から生じたものこそが個性ではないでしょうか。個性とは簡単に真似できないものです。多くの魅力あふれる経営者や会社を見るたびにそのように感じてやみません。

我が事務所もこの 10 月で創業以来、丸 5 年となり、次の 5 年に向けてのスタート台に立ちました。大事なものをどんどん吸収するとともに、世の中に光を放つような貢献ができるよう個性あふれた存在を目指してまたチャレンジしていきます。



税理士 金田 康良

2009年10月

# 年末調整の準備はOKですか?



個人の所得税の金額は、歴年(1月1日~12月31日)までの所得をもとに翌年3月15日までに確定申告をすることにより計算されます。しかし、給与所得のみの者については、会社(又は事業主)が代わってその年末に1年分の給与の金額から各種控除を差引いて税金の計算を完結させます。これを年末調整と呼びます。源泉徴収義務者である会社や事業主にとっては義務であり、必ず行わなければなりません。今回はこの年末調整についてのポイントを整理してゆきます。

## 【年末調整はいつするの?】



通常は<u>その年の最後の給与の支払時に年末調整</u>をし、従業員は払いすぎた源泉所得税があれば、<mark>還付</mark>を受け、不足分については<mark>徴収</mark>(天引き)されます。

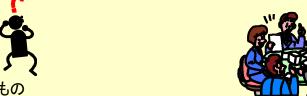
会社側によっては、<u>翌年最初の給与支払時に調整</u>するか、還付する分については<u>別途支払うこともあり</u>ます。

#### 【年末調整が不要の者】



- ①給与の収入金額が 2,000 万円を超える者
- ②給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出をしていない者 (給与の源泉徴収が乙欄の適用者)
- ③年の中途で退職し、その年最後の給与支払日に在籍していない者(死亡した者、海外へ長期出国した者を除く)

# 【どのような準備が必要?】



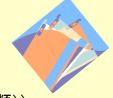
- (1)従業員に渡し、記入後提出してもらうもの
  - ①給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(用紙の右上に供)とあります)
    - (注)その年最初に給与を支払う前に<u>必ず提出してもらう</u>ものですが、扶養者が変動しているかもしれないので、年末調整の際に再提出してもらうのも良いでしょう
  - ②給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 (用紙右上に保・配特) とあります)
    - (注)配偶者に収入のある者、生命保険料控除、地震保険料控除、給与天引き以外の自身が支払った国民健康保険料、国民年金保険料がある場合に提出してもらいます。







(2)従業員から集める資料



- ①証明書((1)②保・配特の添付書類))
  - ・ 生命保険料控除証明書(保険会社から10月ごろから送られてくる)
  - ・ 地震保険料控除証明書(保険会社から10月ごろから送られてくる)
  - 国民年金保険料控除証明書(社会保険庁から送られてくる)
  - (注)**国民健康保険料**の金額は金額がわかれば良く証明書の提出の必要はありませんが、 あれば提出してもらえばいいでしょう。
- ②住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)関係書類
  - ・ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
  - (注)住宅を銀行借り入れで購入し、確定申告した場合、税務署から翌年以降で控除ができる年までの分が送られてきます。
    - 金融機関からの住宅借入金残高証明書
- ③前職の源泉徴収票(途中採用者のみ)



#### 【法定調書の提出】

年末調整の計算をした後には、**給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表**を翌年1月末日までに税務署へ提出しなければなりません。また、それと同時に以下のものも提出します。

- ①源泉徴収票(役員なら給与金額が 150 万円を超える者、従業員でなら 500 万円を超える者の分)
- ②退職所得の源泉徴収票
- ③税理士・司法書士、外交員等の報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ④**不動産の使用料等の支払調書**(年 15 万円を超える家賃を支払った場合)
- ⑤**不動産等の譲受けの対価の支払調書**(不動産購入時に同一の者に 100 万円を超えて 支払った場合) 等々

年末調整は非常に手間のかかる作業です。今から着々と準備をしてゆきましょう。分からない点があれば気楽にご相談下さい。



#### 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の見本です







金田会計事務所の新しいスタッフです!

坂本 邦雄(37才)です。 皆様のお役に立てるように 頑張りますので、これからも よろしくお願いします





#### 金田会計事務所

**〒**541-0052

大阪市中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階(1階阪急そば)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail: kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp

URL: http://kaikei.asia/

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として 税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動 へのサポートを行っています。お気軽にご相談下 さい。

